

宮古島市働く女性の家清掃委託業務仕様書

1. 業 務 名 宮古島市働く女性の家施設内清掃業務
2. 場 所 宮古島市働く女性の家
宮古島市平良字下里442番地
3. 敷地面積 320㎡
4. 施行場所
 - (1) 館内:玄関、軽運動室、1講習室、小会議室、図書室、廊下、ロビー、1Fトイレ
茶室、調理室、2F講習室、2F廊下、2Fトイレ
 - (2) 館外:庭、駐車場、進入道路等
5. 作業日および作業時間
 - (1)作業日
 - ① 清 掃 日 毎週火曜日、木曜日、土曜日(週3日)
 - (2)作業時間 午前8時半～午後11時半
※作業日は別表カレンダーによる。ただし、作業日以外の日において、臨時もしくは災害その他必要に応じて作業の実施を宮古島市働く女性の家から指示された場合は、後日において振り替えを行うことができる。
清掃日が休館日となった場合は、その翌日に次の清掃日を振り替える。
6. 清掃および軽作業の内容
 - (1)床の清掃:ほうき・モップ等でごみ、汚れを除去する。
 - (2)机、椅子、テーブル等の清掃:タオルペーパー等で拭き掃除を行う。
 - (3)アルミサッシ硝子ドアの清掃:ほこりやくモの巣等を除去し、水拭き又はから拭きを行う。
 - (4)トイレ(来館者用、職員用)清掃:トイレットペーパー、手洗い石鹸等の確認を行い、必要に応じて補充を行う。月一回及び汚れている時、便器、洗面台、床、壁は洗剤を使用して洗浄し、から拭きを行う。清掃後は風通しを良くし、乾燥を促進する。
 - (5)庭の清掃:ほうきで掃き掃除をし、花壇に水やりを行う。必要に応じて花壇の草取りを行う。
 - (6)ゴミ等の処理:回収したゴミは正しく分別を行った後、所定の場所に置く。
7. 作業上の注意
 - (1)清掃の実施にあたっては、騒音等により来館者の利用や宮古島市働く女性の家業務に支障のないように配慮すること。
 - (2)清掃用具等により施設、設備、機器、展示物等を破損しないよう注意すること。

と。

- (3)毒物、劇物、引火性の強い溶剤等の危険物を使用しないこと。
- (4)業務上事故や問題等が発生した場合は、速やかに宮古島市働く女性の家に報告すること。
- (5)作業員は常に清潔な服装を着用し、秩序正しく行うこと。

8. 業務報告

作業の状況を所定の様式(作業日誌)に記入し、作業終了後に宮古島市働く女性の家に提出すること。

9. その他

本仕様書に記載していない事項であっても宮古島市働く女性の家が、美観又は施設管理上必要と認めた業務については、宮古島市働く女性の家と協議のうえ行う。